

安全係数2.4の特定設備に関する基準の制定に対する パブリックコメント（意見募集）の結果について

平成26年1月16日
圧力容器規格委員会
委員長 小林 英男

この度、圧力容器規格委員会が作成を行っている規格案「安全係数2.4の特定設備に関する基準」についてパブリックコメントを実施し、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、圧力容器規格委員会での審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果

ご意見提出数：2件

2. 対応結果

今回いただいたご意見及びご意見に対する考え方・対応内容を別添のとおり整理し、平成25年11月25日に開催された圧力容器規格委員会において審議の結果、了承されました。

以上

問合先：

高圧ガス保安協会 機器検査事業部 検査企画課 梶山

TEL:03-3436-6104

FAX:03-3436-0688

e-mail: insp@khk.or.jp

安全係数 2.4 の特定設備に関する基準の制定案に寄せられた意見に対する対応

(注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その趣旨、概要を取りまとめて示しています。)

整理 番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
1	<p>【該当項】 3.1.1 b) 使用材料</p> <p>附属書 B（特定材料）に SA-372 を追加して頂きたい。</p> <p>理由： ASME SA-372 材料は、一体型鍛造製圧力容器に使用されている最も代表的な材料です。特定設備検査規則の例示基準 別添 1 及び別添 7 の基になっている ASME Sec.VIII Div.1 Part UF に記述されている材料であり、また、今回の安全係数 2.4 の特定設備に関する基準（案）の基になる ASME Sec.VIII Div.2 においても使用できる材料で、許容応力は Table 5A に記述されています。</p>	<p>→原案のままとします。</p> <p>理由： 本基準に規定の材料は、例示基準別添 7 に規定の材料を原則としています。 また、本基準は、一体型鍛造製圧力容器を考慮しておりません。</p>	
2	<p>【該当項】 1.1 適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、普及が期待される高圧の特定設備としては、70MPa 級水素ステーション用の蓄圧器が挙げられると思いますが、その際想定されている設計圧力は 90～100MPa 程度となっております。 ・本基準の適用範囲では、設計圧力が 70MPa 以下となっておりますが、70MPa 級水素ステーション用の蓄圧器での利用は意図されていないのでしょうか？ 	<p>→原案のままとします。</p> <p>理由： 設計圧力が 70MPa を超える圧力容器には、ASME Section VIII Div.3 又は KHKS0220 を適用すべきと考え、圧力を 70MPa で制限しています。 70MPa 級水素ステーション用の蓄圧器に関しては、材料の水素脆化の問題も含め、別途技術文書の作成を行っております。</p>	